

令和元年10月から、子育て世帯の負担軽減を目的とした幼児教育・保育の無償化が始まります。次の要件を満たす児童が対象です。

# A

## 🗛 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育を利用する場合

無償化となるのは… (1) 3歳から5歳までのすべての子ども

(2) 0歳から2歳までの非課税世帯の子ども

#### (1) 3歳から5歳までのすべての子どもについて

- ●3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)までが対象です。 私立幼稚園の1号認定は、満3歳も対象です。
- ●子ども・子育て支援新制度(平成27年度~)未移行の幼稚園に通う場合、 無償化の上限は月額25,700円です。
- ●給食費などの実費徴収については、引き続き保護者の負担となります。 ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもは、副食費(おかず・おやつ等)が 免除されます。免除とならない世帯は、副食費に対してすこやか子育て支援事業の助成があります。 助成の申請書は施設から配布します。

3歳から5歳	主食費 (ごはん・麺・パン)	副食費 (おかず・おやつ)	副食費のすこやか助成
· 年収360万円未満 · 第3子以降	徴収	免除	
上記に該当しない	徴収	徴収	あり

※市内公立施設の場合、主食費と副食費は10月以降口座振替となりますので手続きが必要です。 口座振替依頼書は、後日施設から配布します。

# B 幼稚園の預かり保育を利用する場合

- ●無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ●利用日数に応じて、月額最大11,300円までの範囲で預かり保育料が無償化されます。 ※保育園の延長保育は無償化の対象にはなりません。

### で 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を 利用する場合

- ●無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ●事業を複数利用しても無償化となる月額の上限は変わりません。
- ・3歳から5歳までの子ども 月額37.000円まで
- ・0歳から2歳の住民税非課税世帯の子ども 月額42,000円まで

利用する施設や事業ごとに申請方法が異なります。市外施設を利用した場合も無償化の対象となります。

利用する施設や事業ごとに申請方法が異なります。市外施設を利用した場合も無償化の対象となります。									
施設・事業	市内施設一覧	無償化となる条件		無償化の上限額	無償化のための申請				
		対象年齢	保育 認定	, MIDTIO-921 IMPX		必要書類	書類の 配布時期	申請先	
<b>人</b> 幼保 育 と 認 域主導 強 企業主導 を	保 育	二田保育園 湖岸保育園 追分保育園 出戸こども園 昭和こども園 若竹幼児教育センター 天王幼稚園 追分幼稚園 事業所内保育園てんぷす メルシティ潟上園 ぽこぽこ園	3~5歳児 0~2歳児の 非課税世帯	不要	上限なし	不要			
<b>A</b> 未移行幼	〕稚園	市内にはありません	3~5歳児	不要	月額25,700円	要	「子め等付記書」 子の施用定 での利認書」 での施用定 での施用定	Top   To	通園する施設
<b>B</b> 預かり	保育	出戸こども園 昭和こども園 若竹幼児教育センター 天王幼稚園 追分幼稚園	3~5歳児	要	月額11,300円	要			
認可外保証	育施設	藤原記念病院付属保育所 託児室コロボックル	3~5歳児 0~2歳児の 非課税世帯	要		要			
一時預かり	り事業	湖岸保育園 追分保育園 昭和こども園 若竹幼児教育センター	3〜5歳児 0〜2歳児の 非課税世帯	要	・3~5歳児 月額37,000円 ・0~2歳児の 非課税世帯	要	設等利用給付認定申請書」		幼児教育課 (市役所2階)
<b>C</b> 病児保育	事業	市内にはありません	3~5歳児 0~2歳児の 非課税世帯	要	月額42,000円 ※事業を複数利用しても月の上限額は変わりません	要要	等 - - - -		
て ファミリー・サ セン	ポート・ /ター事業	潟上市ファミリー・サポート・センター(昭和子育で支援センター内)	3~5歳児 0~2歳児の 非課税世帯	要					潟上市ファ ミリー・サ ポート・セ ンター

9 Katagami City 2019.09 ◆お問合せは…幼児教育課(☎853-5362)